

蒲郡市介護予防・日常生活支援総合事業地域型通所サービス補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東三河広域連合地域支援事業実施要綱（平成30年4月1日施行）第4条の規定により市が東三河広域連合から全部委託を受けて実施する蒲郡市介護予防・日常生活支援総合事業地域型通所サービス補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金の交付は、東三河広域連合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成30年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）第4条第1号イ(ウ)に規定する地域型通所サービス（以下「地域型通所サービス」という。）を実施する団体（以下「実施団体」という。）の活動の促進を図り、主に高齢者を中心とした地域の住民が、気軽に通うことができ、高齢者の介護予防及び孤立化の防止に資する地域の憩いの場を確保し、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。）、地域支援事業実施要綱（平成18年老発第0609001号厚生労働省老健局長通知の別紙）又は実施要綱において使用する用語の例による。

(対象団体)

第4条 補助金の交付の対象となる実施団体は、次の各号のいずれかに該当し、第2条の目的を達成するために事業を適正に実施できると市長が認める団体とする。

- (1) 市内の自治組織及びNPO法人
- (2) 前号に掲げる団体から推薦を受けた地区住民で構成される団体

(対象事業及び対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、第2条の目的を踏まえ、実施団体が行う地域型通所サービスであり、次に掲げる事項をすべて満たすものとする。

- (1) 原則週に1回以上実施するもの
- (2) 利用定員10名以上で実施するもの
- (3) 実施要綱に規定する事業の利用対象者を概ね半数以上利用させるもの

2 補助金の交付の対象となる経費は、別表第1のとおりとする。

(利用者の負担金等)

第6条 地域型通所サービスの利用者（以下「利用者」という。）の負担金の額は、実施団体が定めるものとする。

2 地域型通所サービスの利用に際し、食費、原材料費等の実費が生じたときは、当該実費は利用者の負担とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、別表第2のとおりとする。ただし、利用者数が5名に満たない場合は、その回を対象から除外する。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする実施団体（以下「申請団体」という。）は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書の提出は、毎年度行うものとする。

(実績報告書添付書類)

第9条 規則第13条に規定する市長が必要と認める書類は、次の書類とする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支報告書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(実績報告書等の提出期限)

第10条 規則第13条に規定する実績報告書は、補助事業の完了の日から30日以内又は当該完了の日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付決定を受けた申請団体（以下「補助団体」という。）は、地域型通所サービスを実施した月単位で、実施日及び利用者数に関する報告書を翌月10

日までに市長に提出しなければならない。

(概算払)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、補助金を1月単位で概算払により交付することができる。

(検査等)

第12条 市長は、補助団体に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において、補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況について実地検査することができる。

(書類等の保管)

第13条 補助団体は、補助事業を実施した活動記録(業務日誌等)、利用者の記録(基本情報、アセスメントシート等)及び経理関係の書類について、年度ごとに整理し、当該年度終了後5年間保管しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

対 象 経 費	人件費、報償費、会議費、燃料費、修繕費、消耗品費、印刷製本費、委託費、保険料、郵送料、使用料及び賃借料、備品購入費その他地域型通所サービスを運営するにあたり必要となる経費
---------	---

別表第2(第7条関係)

サービスの種類	補助金額
地域型通所サービス	2時間30分未満(送迎なし) 8,000円/回
	2時間30分以上(送迎なし) 14,000円/回
	2時間30分未満(送迎あり) 14,000円/回
	2時間30分以上(送迎あり) 20,000円/回